

緊急対策に伴う公開空地等の活用について

東京都は、令和2年4月 15 日付で新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）（以下「緊急対策」という。）として、PCR検査等体制の充実のため、以下を定めたところである。

（緊急対策）

- 検査施設の設置等に必要な場合には、時限的に公開空地の活用を可能にするなど、公共的空間を有効に活用し、感染拡大を防止します。

都は、総合設計許可やマンション建替法容積率許可で設置した公開空地等の活用については、実施細目（※）において要件等を定めて運用しているところである。については、緊急対策を行うにあたり、東京都総合設計許可要綱実施細目の第 27、東京都マンション建替法許可要綱実施細目の第 23 の規定に基づき、別紙のとおり、「緊急対策に伴う総合設計許可等で設置した公開空地等の一時占用等の取扱い」を定める。

（※）「東京都総合設計許可要綱実施細目」及び「東京都マンション建替法容積率許可要綱実施細目」のことを言う。

緊急対策に伴う総合設計許可等で設置した公開空地等の一時占用等の取扱い

1 公開空地等の一時占用等

東京都総合設計許可要綱実施細目 第24の1

東京都マンション建替法容積率許可要綱実施細目 第20の1

(1) 行為、期間、面積について

- ア 行為 非常災害があった場合又は新型インフルエンザ等の緊急事態宣言がされた場合などにおいて、応急又は臨時の措置として、公開空地等で応急仮設建築物の建築又は医療機関等が行う行為については、「(ウ) その他公共及び公益に資する行為」として取扱う。
- イ 期間 上記アに掲げる行為に必要な期間とする。
- ウ 面積 上記アに掲げる行為に必要な面積とする。ただし、建築基準法等の規定による建築物からの避難に必要な空地を確保するとともに、一般の歩行者が通行に必要な歩道状空地等に配慮した計画とする。

(2) (3) 一時占用申請、承認手続きについて

- (1) アに掲げる行為については、事前に一時占用申請書を知事に提出し、その承認を受ける手続きを省略することができる。その場合、「公開空地等の一時占用申請書(様式6)」を用いて報告を行うこととする。

2 屋外広告物の表示等

東京都総合設計許可要綱実施細目 第25

東京都マンション建替法容積率許可要綱実施細目 第21

原則として、上記1(1)アに掲げる行為に必要な屋外広告物等については、実施細目の規定を適用しない。